

平成30年第2回定例会(平成30年6月27日)

総務企画消防委員会委員長 (首藤 正 委員長)

去る6月19日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました『議第40号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第1号)』関係部分、ほか10件について、翌20日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第40号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第1号) 関係部分』についてであります。

まず、『消防本部』関係部分では、地域防災組織育成助成事業として、婦人防火クラブ及び幼年少年消防クラブに、「消火訓練用標的」と「水消火器」を整備するための経費を計上、また、消防団員に対し、トランシーバーを配備するための経費をそれぞれ歳出において計上し、これらに対応する190万円をコミュニティ助成金として歳入に計上するとの説明がなされました。

次に、『総務課』関係部分であります。『議第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』に関連し、行政運営上の法律相談等について、弁護士を非常勤特別職の「法務支援員」として任用するための条例改正を行うことに伴い、当該弁護士の報酬を計上するものである旨の説明がなされた次第であります。

続きまして、『市民税課』関係部分では、県民税徴収事務費委託金において、納税義務者数の重複積算により、過大に算定されていた過去5年分の県返納金5千400万円を計上するものであるとの説明が、『財政課』関係部分では、今定例会における補正予算の編成において、歳出が歳入を約6,490万円超過したため、歳出の予備費を同額減額し、歳入歳出予算を調整するとの説明がなされたところであります。

次に、『自治振興課』関係部分では、コミュニティ助成事業助成金を活用し、関の江新町自治会に対し、屋外用放送設備及びコミュニティ活動備品を購入するための費用として、歳入及び歳出においてそれぞれ同額の250万円を計上する旨の説明が、さらに、『防災危機管理課』関係部分では、同じくコミュニティ助成事業助成金を活用し、別府市連合防災協議会の自主防災組織の取り組み強化等のため、訓練用及び研修用資機材を購入するための費用180万円を歳出に、また同額を歳入にそれぞれ計上するとの説明がなされました。

これに対し委員から、今回購入する避難用ダンボールベッドの用途と管理状況はどのようなになっているのかとの質疑がなされ、当局から、購入するダンボールベッドは、組み立て方など使用方法を自主防災会が訓練するためのもので

あり、連合防災協議会の事務局である当課が保管し、その他にも訓練用の人形やテント、研修で使用するスクリーンといった17品目を購入予定であるとの答弁がなされました。

また、この議案に関連し、市内での避難用ダンボールベッドの必要量はどのくらいと考えているかとの質疑に対し、当局から、現在、福祉避難所用として約100個、その他避難所用として約150個は備蓄済みであるが、災害時での需要は多いと考えているため、今後備蓄を増やしていく必要があるとの答弁がなされました。

最終的に『議第40号 平成30年度 別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分』については、当局の説明を了とし、採決の結果いずれの関係議案も原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に『議第44号 別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について』であります。当局から、公職選挙法の一部が改正されたことにより、市長選挙と同様に市議会議員選挙においても、選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担することができるようにするための条例改正である旨の説明がなされました。

委員から、市議会議員のビラの枚数の確認と、1枚当たりの単価について質疑がなされ、当局から、枚数については4千枚、単価については、7円51銭を限度とする旨の答弁がなされ、採決の結果、いずれも全会一致で可決いたしました。

続きまして、『議第46号 別府市税条例等の一部改正について』では、いわゆる政府の「働き方改革」に関連し、障がい者、未成年者等の非課税措置の所得要件の引上げや、市のたばこ税率の条例改正である旨の説明がなされました。

次に、『議第47号 別府市税条例の一部を改正す条例の一部改正について』では、入湯税の超過課税に係る条例改正に関し、その施行日を平成31年4月1日とすることに伴い、条例を改正しようとするものであること、また、『議第48号 別府市都市計画税条例の一部改正について』では、地方税法等の一部を改正する法律により、引用する地方税法の条項の移動に伴い、所要の改正をするものである旨の説明がなされました。

続きまして、『議第51号 別府市犯罪被害者等支援条例の制定について』では、犯罪被害者等が受けた直接的被害及び二次的被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的として、犯罪被害者等の支援の基本事項を定めるとともに、その支援を総合的に推進するため、条例を制定するものである旨の詳細な説明がなされました。

次に、『議第54号』の動産の取得についてであります。当局より、車両更新計画に基づき、老朽化した現有車両の更新のため、新たに高規格救急自動車を

購入する旨の説明がなされました。

以上4件の条例議案及び1件の動産の取得については、委員から特に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

続きまして、3件の『市長専決処分について』であります。

まず、『議第57号』では、平成30年度の税制改正に伴い、関係法令が改正され、所要の措置を講ずるため別府市税条例を一部改正した旨の説明が、また、『議第58号』では、同じく平成30年度の税制改正により、別府市都市計画税条例の一部を改正したものであり、具体的な改正内容としては、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公園施設に対する都市計画税の減額を受けようとする者がすべき申告について、必要な手続きを定めるものであるとの説明がなされました。

さらに、『議第60号』では、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産評価員を専決処分により選任したとの説明がなされ、以上3件の『市長専決処分』については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。